

# ナノテスト学会 著作権規定

## (目的)

第1条 本規程は、ナノテスト学会（以下、本会という）が保有する編集著作物及び個別の著作物に関する著作権の取扱いに関して取り決めることを目的とする。

## (用語)

第2条 本規程において使用する用語の定義は次の各号のとおりとする。

1. 著作権 著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。
2. 著作物 思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう。
3. 著作者 著作物を創作する者をいう。
4. 編集著作物 編集物でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するもの。

## (著作権の帰属)

第3条 本会の編集著作物及び個別の著作物の著作権は、国内外の別を問わず、原則として、本会に帰属する。

2. 特別な事情により前項1の原則が適用できない場合、著作者は、当該著作物の投稿または寄稿時に、その旨を本会あてに申し出るものとする。その場合の著作権の取扱いについては、著作者と本会との間で協議の上措置する。

## (著作権の譲渡)

第4条 著作者から本会への著作権の譲渡は、著作者が、本規程で定める本会の著作権に関する内容を確認し、著作権譲渡書に必要事項を記入し、署名したものを添付の上、本会に著作物を投稿または寄稿し、当該著作物を本会が受領した段階で成立するものとする。

2. 本会が著作権譲渡書を既に受領している著作物が、本会発行の会議録等に掲載不可となった場合には、その時点で本会が保有する当該著作物の著作権を著作者に対して返還する。

3. 編集著作物の本会への著作権の譲渡は、編集著作者が、本規程で定める本会の著作権に関する内容を確認し、著作権譲渡書に必要事項を記入し、署名したものを本会が受領した段階で成立するものとする。

## (著作権の利用)

第5条 著作者自身が、自らの私的使用の目的のために、自己の著作物の全部または一部を著作権法第30条の範囲内で利用する場合には、本会の許諾を必要としない。

2. 著作者自身が私的使用以外の目的で自己の著作物を利用する場合には非営利目的であり、本会の利益を不当に侵害しない限りにおいて、本会の許諾を必要としないものとする。ただし自己の著作物の全部を電子的に利用する場合には、事前に、別に定める著作権利用許諾申請書に従って、本会の利用許諾を得なければならない。営利目的であれば原則として事前に、別に定める著作権利用許諾申請書に従って、本会の利用許諾を得なければならない。

3. 著作者以外の個人または法人である第三者が、本会の編集著作物及び個別の著作物の全部または一部の利用を希望する場合には、事前に別に定める著作権利用許諾申請書を用いて本会に利用許諾を求めなければならない。この場合に、本会が適当と認めたものに限り、許諾を行うものとする。

4. 著作権利用の場合は、出所を明示しなければならない。

## (著作者の責任)

第6条 本会が著作権を有する著作物の内容については、著作者が創作に関与した部分については、その著作者自身が責任を負うものとする。

2. 本会が著作権を有する著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合には、著作者が創作に関与した部分については、原則としてその著作者が責任を負いまたは処置するものとする。

## (著作権侵害排除)

第7条 本会が著作権を有する著作物に対して、第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本会と著作者が相互に連絡の上、対応について協議し、解決を図るものとする。

## (例外的取扱い)

第8条 本会と他の学協会等が協力して開催する事業活動の際に、論文原稿等を募る場合において、他の学協会等との間で別段の取決めがな

された場合には、当該取決めを本規程に優先して適用することができる。

(既発行の著作物の取扱い)

第9条 本規程の施行前に本会が著作権を有する著作物については、著作者から別段の申し出があり、本会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程の各号を準用する。

## 附 則

1. 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については「著作権法」に拠る。

2. 本規程でいう【著作権】とは、以下の権利を含む。

1. 複製権(第21条)
2. 上演権及び演奏権(第22条)
3. 上映権(第22条の2)
4. 公衆送信権等(第23条)
5. 口述権(第24条)
6. 展示権(第25条)
7. 頒布権(第26条)
8. 譲渡権(第26条の2)

9. 貸与権(第26条の3)

10. 翻訳権、翻案権等(第27条)

11. 二次的著作物の利用に関する原作者の権利(第28条)

3. 本会発行の著作物ならびに編集著作物は、次のものを含むものとする。

1. ナノテストングシンポジウム会議録
2. その他、会員や一般に有償で頒布もしくは無償で提供するものなど
3. 上記の著作物で、DVD、CD-ROM等電子媒体で作成したもの、及びホームページ(Webページ)等公衆送信で提供するものなど
4. ホームページで提供するコンテンツなど

4. 本規程の実施に関して必要となる細則については、それぞれ関連の規程類中で定めるものとする。

5. 本規程の改正は、企画運営委員会の承認を受けるものとする。

6. 本規程は、平成18年6月11日、企画運営委員会において承認・制定された。

7. 本規程は、平成18年6月11日より施行する。